

令和9年度予算編成方針

米原市長 角田航也

1 社会経済情勢および国の動向

内閣府の「月例経済報告（令和8年9月）」によると、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月）においては、「世界経済を取り巻く環境が大きく変動する中、企業所得は堅調に推移、雇用者所得も名目・実質共に増加しており、所得の増加が消費や投資を生み出す民間主導の循環が生まれつつある。しかし、中東情勢を始めとして、我が国経済の先行きに大きな影響をもたらし得る海外のリスク要因は引き続き存在し、同時に、少子化と人口減少といった国内の構造的な課題も残っており、『成長型経済』への本格的な移行には、更なる取組強化が必要である。」としている。今後の予算編成に当たっては、「強い経済」を実現する「責任ある積極財政」の考え方を具体化するため、デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換するとともに、補正予算に依存した財政運営から脱却し、予算の透明性と規律を高めるため、補正予算は真に緊急性の高い施策に限定し、恒常的な施策については当初予算で措置するとされている。こうした社会経済情勢および国の動向について注視していく必要がある。

2 県の動向

県の令和9年度に向けた施策構築の方向性としては、～「未来へと幸せが続く滋賀」と、ささえあつてともにいきる「健康しが」～を推進方針とし、2026年からはじまる四半世紀（～2050年）では、加速度的な社会の様相の変化が想定され、その中で持続可能で豊かな滋賀を実現するため、柔軟に、かつ不断に「暮らし」と「社会」のリ・デザインを強力に推進していく。基本構想実施計画（第3期）の初年度であり、基本構想で掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」と、ささえあつてともにいきる「健康しが」の実現に向けて、「①子ども・子ども・子ども」、「②ひとづくり」、「③人と地域の健康づくり」、「④安全・安心で暮らしやすさを実感できる社会づくり」、「⑤産業の活力と魅力づくり」、「⑥豊かな自然を未来につなぐ環境づくり」の6つの柱を中心に施策を構築するとともに、時期をとらえた「①地域の特性を生かした経済の活性化」、「②DCを契機としたまちづくりの推進」、「③県北部地域の振興」の3つの取組を全庁で推進するとされている。

また、令和9年度当初予算編成における基本的な考え方として、「財政健全化の推進」が掲げられており、社会情勢の変化が加速する中、滋賀の未来に向けて必要な投資など、新たな行政需要等にも的確に対応できるよう、継続性のある歳入の確保、既存事業の不断の見直しによる経営資源の効果的・効率的な活用、公債費の適正管理、公共施設マネジメントなどにより、組織横断で戦略的な行財政の最適化を進めるものとされている。こういった県の予算編成の動向に留意し、施策内容の確認および財源確保に取り組んでいく必要がある。

3 本市の財政状況と直面する行政課題

令和7年度決算について、主要企業の税務上の欠損金処理による法人市民税の減少や定額減税による減収を補てんするための地方特例交付金の減少があったものの、普通交付税の再算定に伴う追加交付等による増加や定額減税の終了等による個人市民税所得割の増加、物価高の影響による地方消費税交付金の増加などにより経常一般財源は増加した。一方、人事院勧告による給料表の改定、地域手当の支給開始等による人件費の増加や物価高騰の影響による物件費の増加、法人市民税の確定申告に伴う市税還付金の増加による補助費等の増加などにより経常充当一般財源も増加した。この結果、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は95.7%と令和6年度決算に比べて3.8ポイント上昇することとなり、市の財政構造の硬直化がより一層進行した状況にある。

このような状況の中で、伊吹山の復旧と保全再生、公共施設の老朽化に伴う大規模改修、公共施設等総合管理計画に基づく施設の最適化、一部事務組合における施設整備に係る経費負担などの喫緊の課題への対応のほか、人件費や扶助費を中心とした義務的経費の増加、物価・資材価格の高騰や賃上げ等による事業費の増加、医療給付費等の増加による特別会計繰出金の増加、金利上昇による公債費負担の増加など、持続可能な財政運営を行う上での大きな課題に直面している。

これらに加えて、移住・定住促進等による人口減少対策、子ども・子育て施策の充実、脱炭素社会の実現に向けた取組、DX推進による市民サービスの充実や業務の効率化など、多様化・複雑化する行政課題についても取り組んでいかなければならない。

一方、令和8年度に策定した中期財政計画の試算では、歳入において、緩やかな景気回復や賃上げによる個人所得の増加、企業の設備投資の進展等による増加要因はあるものの、人口減少と少子高齢化の進行による市税の減少を見込んでおり、歳出においては、少子高齢社会に対応するため扶助費が高い水準で推移するものと見込んでおり、人件費や物価の高騰もあって、今までどおりの予算編成では財政運営の持続性を確保することができない。そのような中においても、公共施設や学校施設等の長寿命化事業、小中学校体育館の空調設備整備事業、米原駅東西自由通路の改修事業等を計画的に行うため、公共施設等整備基金や教育施設整備基金、交通対策促進基金などを取り崩して対応することから、繰入金は増加傾向で推移するものと見込んでいる。令和8年度当初予算では、財政調整基金繰入金を4億8,000万円(対前年度+1億円)、市債管理基金繰入金を1億7,475万円(対前年度+175万円)計上しているが、今後も財源調整および市債償還のために財政調整基金および市債管理基金を活用せざるを得ない状況にあり、歳出に対し歳入が不足する厳しい財政運営となっている。

従来にも増して行政資源配分の最適化、事務の効率化・合理化、財源の積極的な確保などに取り

組み、職員一人一人が高いコスト意識を持って、社会情勢の変化や地域課題への対応などに努めていく必要がある。

4 予算編成の基本方針

(1) 令和9年度施策構築の方向性と予算編成

令和9年度の施策構築に当たっては、「令和9年度に向けた施策構築方針（骨格指針）」（令和8年7月7日付け部長会議資料）および「令和9年度に向けた施策構築と予算編成について」（令和8年10月1日付けインフォメーション掲載）に示したとおりであり、こうした基本的な考え方を踏まえ、「これからの『必要』をつくる これまでの『必要』を変える3つの基本理念」と「全ての施策・事業・制度・予算を横断する『共通の視点』となる10の施策指針」、「『縮充』を改革実行のエンジンにする4つの重点改革」に基づく予算編成を行うこと。

3つの基本理念と10の施策指針

①守る・伸ばす

- ・モノサシを「量」から「質」へ 市民の幸福・暮らしの質を最上位のアウトカムに
- ・機能を守る 大切なのは、施設・事業・制度そのものではなく、それが担っている機能を守ること
- ・全体一律から地域最適へ 市内一律に捉えることだけを公平と考えず、地域特性に応じた施策展開を
- ・市民価値で評価する どれだけ削減できたかではなく、幸福・満足度・持続性が高まったか

②創る

- ・未来から逆算する 2037年の姿から今やることを決める
- ・行政単位から多様な主体による総働へ 市民・地域・企業・教育機関と役割分担
- ・縮小だけで終わらず再投資する 生み出した余力を未来へ配分

③見直す

- ・「全部残す」から「必要をつくり直す」へ そのために「必要なもの・大切なもの」を明確にすることから
- ・職員を増やすから仕事を減らすへ 職員が減っても持続できるよう、統合・標準化・DX・外部化
- ・データで判断する 需要・効果・コスト・将来負担を可視化

4つの重点改革

- ①公共施設 総量の適正化を図るとともに、地域の拠点として再編します。各施設が持つ機能の視点から、集約・複合化・民間活用を進めます。
- ②地域経営・共創 市民・地域・企業・大学・高校・金融機関との連携を進めます。行政は、

地域経営のプラットフォームへ転換を図ります。

③業務改革 職員が減っても御製サービスの水準を維持できる市役所を目指し、業務を棚卸しし、廃止・統合・標準化・デジタル化を進めます。

④米原らしさへの未来投資 こども若者・教育・交通拠点・自然・農業・観光・地域経済など、米原の価値を高める分野へ振り向けます。

(2) 財源の確保

事業実施に当たっては、国県補助金等のメニューに該当しないか確認した上で、補助金等の獲得に向けて国や県の動向を捉え、積極的に行動すること。また、その財源としての確実性について、十分見極めること。

ふるさと納税は、地域産業の振興につながるとともに、貴重な自主財源となっていることから、本市の魅力をしっかりとPRし、更なる拡充を目指すこと。

適正な課税と市税等の収納率の向上の取組をはじめ、ガバメントクラウドファンディング、広告事業収入、未利用財産の処分、公有財産の貸付けなど、自主財源の拡充に取り組むこと。

(3) 歳出の精査

硬直的な財政運営が余儀なくされる中、人口減少や災害への対応といった諸課題に加え、多様な行政ニーズに対応していくためには、既存事業の見直しにより生み出される財源を新たな行政需要に配分していくことが不可欠である。前例を踏襲するのではなく、国県制度の充実や公共の担い手の多様化等の社会経済情勢の変化、事業成果、事業効率、事業効果など様々な視点から点検し、創意工夫に努力することで、予算要求額の適正化とこれまで以上に踏み込んだ既存事業の転換・再構築を行い、新年度当初から事業に着手できるよう計画的で実効性の高い予算要求を行うこと。

— 予算編成に当たっての事業費、財源調整 —

予算編成に当たっての事業費調整、財源調整については、次のとおり対応することとする。

▽一件査定方式

予算要求内容をゼロベースで確認しつつ、全体の予算規模の調整を図るため、令和9年度予算編成についても、一件査定方式によることとする。予算要求に当たっては、歳入・歳出予算を過大・過少に見積もることがないようにするとともに、熟度不足の要求、根拠が不明確な要求または将来世代に対して過度の負担が見込まれる要求は厳に慎むこと。各部局における内部査定機能を発揮させ、①ビルドアンドスクラップの促進、②事業部門の視点に立った効率的かつ効果的な財政運営、③自主性・自律性の確保とコスト意識に留意した予算要求を行うこと。

▽改革予算の推進

施設設備の老朽化に伴う高額な設備投資が予算を圧迫してきており、将来世代の負担を軽減し

ていくためにも、将来の公共施設等の在り方について危機感を持って検討する必要がある。各所属において公共施設等総合管理計画に基づく施設のスリム化、最適化を前倒して進める動きを加速させること。

積極的な検討や転換を図っていくために一時的に経費を要しても、将来的なトータルコスト（一般財源ベース）を比較した際に歳出削減効果や歳入確保効果が見込まれる事業については、部局別未来投資事業として査定の評価を踏まえて予算化を行うため、数値的根拠を明確にした上で予算要求を行うこと。

既存事業の有効性を調査するための経費や、更なる合理化を図るために必要な経費がある場合も、必要性を明確にした上で予算要求を行うこと。

▽普通建設事業の平準化調整

長寿命化計画に基づく施設改修、大規模な設備更新について、基金残高や全体事業費を考慮し平準化の調整を行うことも視野に入れる。このため、普通建設事業については、優先順位を明確にした上で、予算要求を行うこと。

— その他留意点 —

▽令和9年度当初予算編成については、「令和9年度当初予算要求における取組方針」および「補助金等の定期的な見直しの仕組み化について」（令和8年7月7日付け部長会議資料）により事前に周知したとおりであり、部局間の連携調整や政策推進課・財政課との政策調整が必要な事業については、原則として予算要求までに調整を終えておくこと。調整不足で熟度が低い状態の予算要求は一切認めない。

▽補助事業については、新規・拡充シートによるブラッシュアップを通じて、補助制度の再構築と熟度の向上を図り、新年度から事業が実施できるよう制度設計をしっかりと固めた予算要求を行うこと。

▽予算が職員全体で作上げたものとなるよう、予算要求に当たっては必ず若手職員も含めた協議を行うこと。

▽会計年度任用職員関係経費については、想定される年度内の人的需要に対し、業務の精査、効率的な執行体制および部局別包括人事を検討するなどした上で予算要求を行うこと。

▽予算要求に当たっては、適正な労務単価や資材価格を踏まえて見積もること。しかしながら、安易に事業費を増額したり、漫然と前例を踏襲したりするのではなく、厳しい財政状況であることを踏まえ、積算段階からの精査をはじめ最大限の工夫を講じて経費の削減を図ること。

▽第3次総合計画および各分野別計画に沿った予算要求を行うこと。

▽予算・決算常任委員会での議論において検討すると回答したものについては十分検討し、その結果、予算編成および行財政運営に反映させる必要がある場合は適切に対応すること。また、懸案事項については、同様の指摘が繰り返されないよう、課題解決に取り組むこと。

▽総合計画アクションプラン作成時に財務会計システムに入力した要求内容が本要求に移行するよ

う設定していることから、予算編成業務の平準化を図るとともに、生み出された時間を活用し、計画的に関連部局との事業調整を徹底すること。

5 特別会計および公営企業会計について

特別会計および公営企業会計の予算編成に当たっては、各会計の経営状況や諸課題を的確に捉え、適切な予算を見積もること。

特に、使用料、保険料等の受益者負担の適正化を基本に財源の確保を図るとともに、将来にわたる収支見通しに基づく経費の節減、合理化に努めること。併せて、一般会計からの繰出金は繰出基準を明確にし、各会計の健全化を図る具体的な取組を進めること。

(1) 国民健康保険事業特別会計

第3期県国民健康保険運営方針の内容との整合性を図るとともに、被保険者の負担増と保険料水準の統一という両方の観点から被保険者に理解が得られる保険税率の設定とすること。また、被保険者数の推移、医療費の見込みについて検証し、関連部局との連携による医療費適正化に向けた取組を推進する予算を見積もること。

(2) 介護保険事業特別会計

現在策定中の第10期介護保険事業計画の方向性と予算との整合を図り、受益者負担の適正化および特別会計の安定運営に向けた考え方を予算に反映すること。給付費については、伸び率等について詳細な分析に基づき見積もるとともに、サービスの適正化に向けた検討を行うこと。

(3) 後期高齢者医療事業特別会計

被保険者数の推移、医療費の見込みについて検証するとともに、関連部局との連携による医療費適正化に向けた取組を提案し、引き続き保険者インセンティブを有効活用できるよう、積極的に取り組む予算を見積もること。

(4) 水道事業会計

安定した水道水供給のため、水道施設の整備を計画的に進めるとともに、有収率向上のための適正な予算を見積もること。特に、老朽化した施設や管路の更新および耐震化は、計画的に進めること。また、経営の効率化と収益基盤の強化を図るとともに、将来にわたる持続可能な事業運営について検討を行うこと。

(5) 下水道事業会計

下水道経営戦略の方向性と予算との整合を図り、施設の長寿命化対策、耐震化対策、農業集落排水施設の公共下水道への接続などの事業計画を踏まえた中長期的な財政収支見通しの上で、効

率的、効果的な事業運営による経営基盤の強化に取り組むこと。